

令和元年度千葉県 育休任期付職員 登録選考考査
育短任期付職員
(一般行政)

受 験 案 内

千葉県人事委員会

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (県庁南庁舎5階)
問 合 せ 先 人事委員会事務局任用課
電 話 043-223-3717
ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>

考 査 日 : 令和元年7月6日(土)

受付期間

郵送及び持参

令和元年5月20日(月)～令和元年6月19日(水) [郵送の場合消印有効]

千葉県では育児休業や育児短時間勤務職員の代替として、任期付職員(育休任期付職員及び育短任期付職員)を募集します。

- この登録選考考査の合格者は、「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録され、口述考査(面接)に合格した場合に採用となります。
- 職員の育児休業の取得状況等や口述考査の結果によっては、**名簿に登録されても採用されない場合があります。**

【参考】登録名簿有効期限について(平成28年度～平成30年度)

平成28年度から平成30年度に実施した「千葉県育休任期付職員・育短任期付職員登録選考考査」に合格し「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録されている方の登録名簿有効期限は下表のとおりです。

登録年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
考 査 日	7月9日	7月8日	7月7日
登録名簿有効期限	令和元年 (平成31年) 8月31日	令和2年 (平成32年) 8月31日	令和3年 (平成33年) 8月31日

1 育休任期付職員及び育短任期付職員について

育休任期付職員とは…

県庁や県の出先機関（知事部局、教育委員会、公営企業等の各機関）で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務をします。

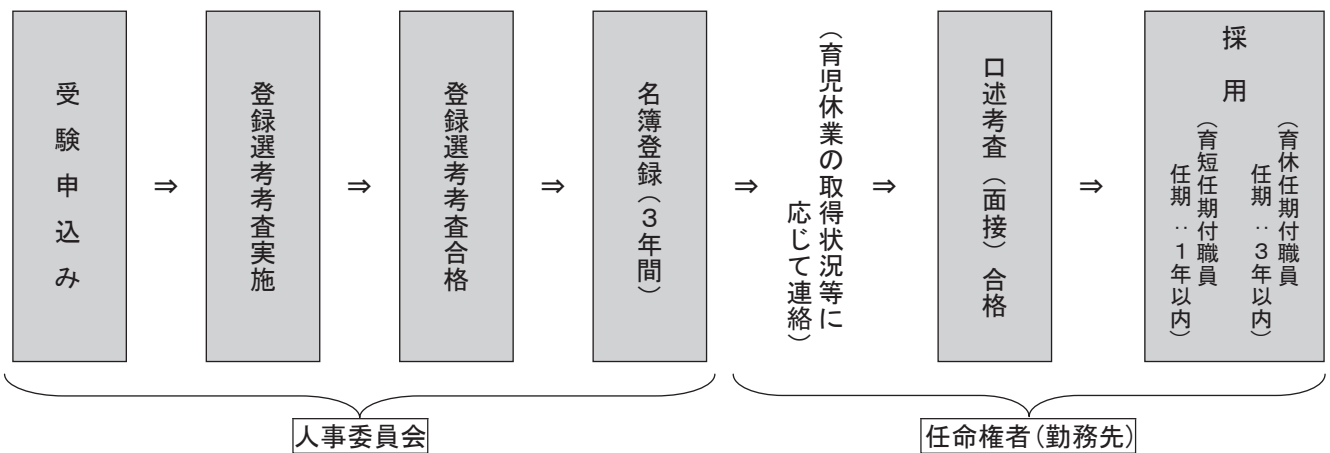
給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様です。ただし、育児休業の取得及び育児短時間勤務はできません。

育短任期付職員とは…

県庁や県の出先機関（知事部局、教育委員会、公営企業等の各機関）で、育児短時間勤務を行う職員の代替職員として短時間勤務をします。

給与、休暇等の勤務条件は、1週間の勤務時間数等に応じて決定します。その他、任期が定められていること、短時間勤務であること、育児休業の取得及び育児短時間勤務ができないこと、扶養手当、住居手当等、一部支給されない手当があること、福利厚生について取扱いが異なること以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。

<採用までの流れ>



- (1) 受験申込み時に、希望勤務形態や希望勤務地等を申告していただきます。
なお、希望勤務形態は、育休任期付職員及び育短任期付職員の両方又はどちらか一方の選択ができます。
- (2) 登録選考審査に合格し、「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、**登録日から3年間**登録が継続されます。
- (3) 「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録されている方には、育児休業を取得する職員や育児短時間勤務を行う職員の状況等により、希望勤務形態や希望勤務地等を考慮のうえ、口述審査（面接）を実施し、合格した方が採用されます。このため、職員の育児休業の取得状況等や口述審査の結果によっては、**「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録されても採用されない場合があります。**
- (4) 「平成28・29・30年度育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」に登録されている方の採用状況によっては、採用時期が遅れる場合があります。
- (5) 採用時の任期は、育休任期付職員の場合は3年以内、育短任期付職員の場合は1年以内となります。
なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新される場合があります。
また、職員の育児短時間勤務の期間の延長があった場合等には、1年以内で任期が更新される場合があります。

2 考査職種、登録予定人員、職務内容等

考査職種	登録予定人員	職務内容例	勤務先
一般行政	100名程度	主事として知事部局、教育委員会（県立学校を含み、市町村立学校を除く。）、公営企業等の各機関で、庶務・経理、企画・立案、調査、指導、折衝等の一般行政事務に従事します。	知事部局等の本庁又は出先機関

[注] 登録予定人員については、変更になる場合もあります。

3 受験資格

(1) 年齢等

平成14年4月1日までに生まれた者
※年齢の上限はありません。
※学歴は問いません。

(2) 以下に該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

郵 送	申込方法：申込書及び受験票（62円切手貼付）に必要事項を全て記入して封筒に入れ、 特定記録郵便 で千葉県人事委員会事務局任用課へ郵送してください（前記によらない場合の事故については、一切責任を負いません。）。 また、封筒の表に「育休・育短登録選考申込」と朱書し、 <u>裏面に住所、氏名を必ず記載してください。</u>
	受付期間： 令和元年5月20日(月)～6月19日(水) *消印有効
持 参	申込方法：申込書及び受験票に必要事項を全て記入し、千葉県人事委員会事務局任用課（県庁南庁舎5階）へ直接持参してください（持参の場合、受験票に切手の貼付は必要ありません。）。
	受付期間： 令和元年5月20日(月)～6月19日(水) *土日を除く。9:00～17:00

- [注] 1 受験票には、申込みの際には写真を貼らないで提出してください。検査当日に最近6か月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦4cm×横3cm)を貼った受験票を持参してください。
2 受験票が7月1日(月)までに到着しないときは、千葉県人事委員会事務局任用課までお問い合わせください。

5 申込書提出先

千葉県人事委員会事務局任用課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎5階）

6 検査の日時・場所

日 時	検査会場
令和元年7月6日(土) 【受付】9:00～9:20 【検査終了】12:30頃(予定)	千葉県教育会館 [注] (千葉市中央区中央4丁目13番10号) 《5頁案内図を参照してください。》

- [注] 応募者が多数の場合などには、検査会場を変更することがあります。この場合、受験票に新たな検査会場を指定したうえ、受験票の発送をもってお知らせします。

7 検査の方法

検査方法	検査内容
教養検査	択一式 (60分) 公務員として必要な一般的な知識及び知能について高等学校卒業程度の筆記検査(25問) <出題分野：法律、政治、経済、社会一般、日本史、世界史、地理、物理、化学、生物、地学、文章理解(英語を含む。)、数的処理、判断推理、資料解釈>
	作文 (60分) 文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての筆記検査

- [注] 1 各考查方法には一定の基準があり、基準に達しない考查方法が一つでもある場合、不合格となります。
- 2 考查方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考查方法についても採点を行いません。

8 合格者の発表

期 日	方 法
令和元年8月下旬	(1) 千葉県庁中庁舎・南庁舎の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。 (2) 千葉県のホームページ (https://www.pref.chiba.lg.jp/)でもお知らせします。

- [注] 1 合格発表の期日は変更となる場合があります（検査日当日に連絡します。）。
- 2 電話による合否の照会には応じていません。

9 採用予定日

採用は令和元年9月以降から開始する予定ですが、職員の育児休業の取得状況等により随時採用されます。

10 任期・給与・勤務時間・休暇

育休任期付職員

〈任 期〉

任期は3年以内で、育児休業を取得する職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されます。なお、育児休業期間の延長があった場合等には、任期が更新される場合があります。

〈給 与〉

採用時の給与額についての詳細は、『【参考】採用時の給与について』をご覧ください。

〈勤務時間〉

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。ただし、交替制勤務の場合等、これと異なる場合があります。）

〈休 暇〉

（年次休暇）採用月に応じて年間最大で20日となります。
（特別休暇）結婚、忌引等

育短任期付職員

〈任 期〉

任期は1年以内で、育児短時間勤務を行う職員の状況に応じて採用時に決定されます。なお、育児短時間勤務期間の延長があった場合等には、任期が更新される場合があります。

〈給 与〉

給与月額（週38時間45分勤務）に1週間に勤務する時間に応じた割合をかけて算出します。採用時の給与額についての詳細は、『【参考】採用時の給与について』をご覧ください。

〈勤務時間〉

職員の育児短時間勤務の状況に応じて4週間を超えない期間につき1週間当たり原則として19時間20分以内（土曜日及び日曜日は休みになります。ただし、交替制勤務の場合はこれと異なる場合があります。）の勤務となります。具体的な勤務時間等については、採用時に個別に決定します。

〈休 暇〉

（年次休暇）採用月及び1週間の勤務日数等に応じて年間最大で20日となります。
（特別休暇）結婚、忌引等

【参考】 採用時の給与について

採用時の給与については、平成31年4月1日現在以下のとおりです（行政職給料表適用（高校卒）の場合、地域手当9.2%を含む。）。

なお、上位の学歴又は一定の職歴等を有する者には、その経歴に応じて所定の金額が加算されます（下表参照）。

区 分		育休任期付職員	育短任期付職員			
勤務時間（週）		38時間45分	14時間10分	15時間30分	19時間10分	19時間20分
給与額 月額	高卒・職歴がない場合	167,076円	61,081円	66,830円	82,639円	83,357円
	高卒・職歴10年の場合※	225,061円	82,280円	90,024円	111,319円	112,288円

※民間企業（正規）で10年間勤務した場合（参考例であり、上記とは給与額が異なる場合があります。）。

上記のほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

11 考査成績の情報提供

(1) 口頭による開示請求

この登録考査の成績については、千葉県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求することができます（下表参照）。

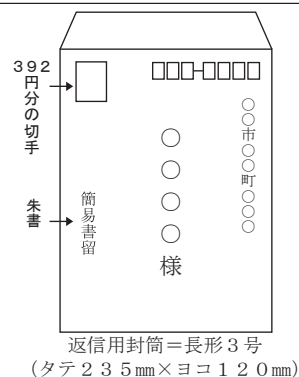
なお、電話や郵便等による請求では開示できませんので、開示請求するときは、**本人と確認できる書類（運転免許証、身分証明書等、顔写真付きのもの）を持参のうえ、必ず受験者本人が直接お越しください。**

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
・考査方法別得点 ・得点が基準に達しなかった考査方法がある場合は当該考査方法	合格発表日から1か月	千葉県人事委員会事務局任用課 〔土日祝除く 9:00～17:00〕

(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、392円分（簡易書留相当分を含む。）の切手を貼り付けて（右図参照）、考査時に持参してください。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

- 〔注〕 1 考査日以外は受け付けません。考査日当日に封筒を忘れた場合は（1）の口頭による開示請求を行ってください。
2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



12 その他

- 原則として任用期間中に勤務先の変更は行われませんが、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等には勤務先を変更する場合があります。
- 本考査に合格し、名簿に登録されると、育休任期付職員、育短任期付職員以外に、配偶者同行休業任期付職員や臨時的任用職員として採用される場合もあります。
受験申込み時に、配偶者同行休業任期付職員及び臨時的任用職員としての勤務の希望の有無についても、併せて申告してください。（申込書下段部分）

【参考】 配偶者同行休業任期付職員及び臨時的任用職員について

配偶者同行休業任期付職員の任期は、3年以内となります。なお、職員の配偶者同行休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新される場合があります。

臨時的任用職員の任期は、6か月以内で必要な期間となります。なお、1回に限り、6か月以内の期間で任期が更新される場合があります（最長1年間）。

勤務条件については、原則として育休任期付職員と同様となります。

- 育休任期付職員・育短任期付職員・配偶者同行休業任期付職員・臨時的任用職員への採用は、千葉県職員（任期の定めのない）への採用と無関係であり、千葉県職員（任期の定めのない）への採用の際に優先されるものではありません。
- 「育休任期付職員・育短任期付職員登録者名簿」の有効期間は、**登録日から3年間**です。この期間内であれば、一度採用された場合でも、再度採用されることもあります。
- 採用の際に身体検査書、卒業証明書、職歴のある場合には在職証明書等を提出していただきます。

13 この選考考査についての問合せ先

(選考考査の実施に関すること)

- 千葉県人事委員会事務局任用課 任用・試験班 TEL 043-223-3717
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 (県庁南庁舎5階)

(職務内容に関すること)

- 千葉県総務部総務課 勤務制度管理班 TEL 043-223-2033 (県庁本庁舎7階)
- 千葉県教育庁企画管理部教育総務課 人事給与室 TEL 043-223-4143 (県庁中庁舎9階)

このほか、千葉県のホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/> でも案内しております。

注意事項
○ 考査当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ千葉県人事委員会事務局任用課に必ず申し出てください。
○ 考査会場に、この考査についての問合せはしないでください。

考査当日に持参するもの
写真を貼った受験票、鉛筆又はシャープペンシル、黒のボールペン及び消しゴム

考査当日の注意事項
○ 考査会場への駐車、駐輪は禁止しますので、公共交通機関(電車等)を利用してください。
○ ゴミは全て持ち帰っていただきます。
○ 計算、メモリー、翻訳機能付時計の使用は禁じます。
○ 考査時間中は、携帯電話等の電源を切ってください。
○ 考査会場は禁煙とします。

千葉県教育会館

千葉市中央区中央4丁目13番10号

◆交通機関

鉄道

- ・JR内房線・外房線
本千葉駅下車 徒歩約12分
- ・京成電鉄
千葉中央駅下車 徒歩約10分
- ・千葉都市モノレール
葭川公園駅又は
県庁前駅下車 徒歩約6分
- ・JR千葉駅下車 徒歩約20分

バス

- ・JR千葉駅前から約10分
中央4丁目バス停下車
徒歩約3分

至東京
JR千葉駅
バスターミナル
NTT
東京電力
中央公園
ツインビル
中央4丁目バス停
きぼーる
千葉県教育会館
裁判所
都川
県庁本庁舎
県議会
県庁中庁舎
羽衣公園
県庁南庁舎
県警本部
至成田・銚子

至木更津・茂原
モノレール葭川公園駅
モノレール県庁前駅
自治会館
文書館
プラザ菜の花

※考査会場が変更となる場合がありますので、必ず受験票で確認してください。

千葉県人事委員会事務局任用課

TEL 043-223-3717

〒260-8667

千葉市中央区市場町 1-1 (県庁南庁舎5階)